

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）	1
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（第二条関係）	4
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第二条関係）	5
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（第三条関係）	6

改 正 案	現 行
<p>（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続）</p> <p>第二十条の二 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、 法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を 禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域 又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期 間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設 置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うこと が困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察 の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。</p> <p>255 (略)</p> <p>第三十三条の二 法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示は 、関係公安委員会による通行禁止等（法第七十六条第二項に規定する通 行禁止等をいう。以下この条において同じ。）が斉一に行われていない ことその他関係公安委員会による通行禁止等が適切に行われていないか 、又は適切でない通行禁止等が行われようとしているため、災害応急対 策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われぬおそれがある</p>	<p>（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続）</p> <p>第二十条の二 都道府県公安委員会（以下この条、第三十二条、第三十三 条及び第三十三条の二において「公安委員会」という。）は、法第四十 八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、 又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路 の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載 した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこ れを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難で あると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官 の現場における指示により、これを行うことができる。</p> <p>255 (略)</p> <p>第三十三条の二 法第七十六条の四の規定による国家公安委員会の指示は 、関係公安委員会による通行禁止等（法第七十六条第二項の通行禁止等 をいう。以下この条において同じ。）が斉一に行われていないことその 他関係公安委員会による通行禁止等が適切に行われていないか、又は適 切でない通行禁止等が行われようとしているため、災害応急対策が的確 かつ円滑に行われていないとき、又は行われぬおそれがあるときに</p>

ときに行うものとする。

(災害時における車両の移動等の手続等)

第三十三条の三 道路管理者は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

2 法第七十六条の六第一項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第三十三条の四 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置(以下この条において「指定等」という。)が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないうおそれがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路

うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六条の七に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2 第三十三条の三第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

第三十三条の六 (略)

(実費弁償の基準)

第三十五条 法第八十二条第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

第三十三条の三 (略)

(実費弁償の基準)

第三十五条 法第八十二条第二項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

改正案	現行
<p>（自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国家公安委員会の指示）</p> <p>第四十四条の二の二 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条の二の規定は、法第百十四条の五第二項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示について準用する。この場合において、同令第三十三条の二中「法第七十六条第二項の通行禁止等」とあるのは「道路交通法第百十四条の五第一項の規定による通行の禁止又は制限」と、「災害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と読み替えるものとする。</p>	<p>（自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国家公安委員会の指示）</p> <p>第四十四条の二の二 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条の二の規定は、法第百十四条の五第二項において準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の四の規定による国家公安委員会の指示について準用する。この場合において、同令第三十三条の二中「法第七十六条第二項の通行禁止等」とあるのは「道路交通法第百十四条の五第一項の規定による通行の禁止又は制限」と、「災害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と読み替えるものとする。</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）</p> <p>第三十九条 法第五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（第三十三条第四項を除く。）の規定の例による。</p>	<p>（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）</p> <p>第三十九条 法第五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の四の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（第三十三条第四項を除く。）の規定の例による。</p>

改 正 案		現 行	
（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条 （略）			
2 原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
	(略)	(略)	(略)
第三十三条の二	法第七十六条の五	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六条の五	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)
（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条 （略）			
2 原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
	(略)	(略)	(略)
第三十三条の二	法第七十六条の四	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十六条の四	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)

3

(略)

される

3

(略)